

2017年4月吉日

依頼者各位

聖マリアンナ医科大学病院  
治験管理室 室長 松本 直樹

## 治験に係る経費の消費税外税扱いへ変更のお知らせ

平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、治験に係る経費に関しましては、基本的には内税扱いとしておりました。

当院では経費の見直しを行い、今後、消費税率の変更が見込まれることと、経理業務の効率化を目的に、誠に恐縮ながら、2017年4月1日以降の新規で契約締結するものに関しましては、すべて外税扱いとさせていただきます。

また、現在、治験の契約に関しては、経過措置が適応されており、消費税率が5%のものと8%のものが混在している状況です。こちらにつきましても、個別に妥当な調整を実施させていただきますので、ご了承ください。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

### <2017年4月1日以降新規締結の費用>

別紙改訂金額を税抜の金額とさせていただきます。

(例)・臨床試験研究費用：1ポイント：10,290円（消費税8%込）

<改定後> → 1ポイント：9,500円+消費税8%

・治験コーディネーター人件費：1症例：308,570円（消費税8%込）

<改定後> → 1症例：285,600円+消費税8%

本件に関する問い合わせ窓口

聖マリアンナ医科大学病院 治験管理室 山崎 顕

044-977-8111(代表) 内線 6408